

よなごの国保

「国民健康保険被保険者証」(保険証)の更新について

平成28年7月31日をもって、お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、7月中旬に簡易書留で世帯主の方に新しい保険証をお送りします。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の方には、2通以上届くことになります。保険証が届いたら必ず内容を確認してください。

■ 有効期限について

保険証の更新は毎年8月1日になります。今回お送りする保険証の有効期限は平成29年7月31日となっています。

また、下記に該当する方の有効期限は異なったものになります。

- ☆今回退職者の保険証が届いた方で平成29年7月1日までに65歳になる方
- ☆後期高齢者医療制度に変わる方(平成29年7月31日までに75歳になる方)
- ☆高齢受給者に該当する方(平成29年7月1日までに70歳になる方)
- ☆学生の届けをいただいております平成29年7月31日までに卒業予定となる方

■ 保険証に関する注意事項

- ・保険証は簡易書留で郵送しますが、留守等の場合は郵便局で1週間保管されます。もし1週間以内にお受け取りをされなかった場合、保険年金課へ返送されますので、ご注意ください。なお、その場合は保険年金課へお早めにご連絡をお願いします。
- ・現在お持ちの保険証は、有効期限が平成28年7月31日までとなっていますので、新しい保険証が届いたら細かく破くなどして確実に処分してください。

ATMを利用した「振り込め詐欺」にご注意ください!

市職員などを名乗る者が電話で、医療費や健康保険料の還付の手続きを語り、銀行などのATM(現金自動預け払い機)から現金を送金させようとする「振り込め詐欺」が多発しています。

医療費や国民健康保険料の還付は、申請後に口座振込みや窓口での還付となりますので、ATM(現金自動預け払い機)を操作していただくことはありません。

このような不審な電話があっても、すぐに行動しないで、保険年金課までお問合せください。

米子市保険年金課 TEL (0859) 23 - 5122 (保険証、後期高齢者医療) 23 - 5124 (納付相談)
23 - 5121 (高額療養費、人間ドック) 23 - 5123 (特別医療)

平成28年7月1日

平成28年度の保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料は、4月1日を賦課期日として計算し、4月から翌年3月までの1年度分を納付していただきます。保険料の納付方法には、納付書や口座振替で納付する方法（普通徴収）と、年金から天引きする方法（特別徴収）があります。

納付書・口座振替で納付の方（普通徴収）

国民健康保険料納入通知書を7月中旬に、8期分をまとめてお送りします。お近くの金融機関、コンビニエンスストア、保険年金課、淀江支所地域生活課で納めてください。

なお、口座振替をご利用の方は、納期限の日にご指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、口座の確認をお願いします。今年度よりパソコン等からインターネットを通じてクレジットカードによる納付もできます。（クレジット納付では、納付額のほかに決済手数料が必要です。）

平成28年度国民健康保険料の納期限

1期	平成28年 8月 1日(月)
2期	平成28年 8月31日(水)
3期	平成28年 9月30日(金)
4期	平成28年 10月31日(月)

5期	平成28年 11月30日(水)
6期	平成28年 12月26日(月)
7期	平成29年 1月31日(火)
8期	平成29年 2月28日(火)

市役所の窓口で、対象金融機関のキャッシュカードだけで口座振替のお申し込みができる、ペイジー受付サービスもあります。（手続きができるのは口座名義人の方のみです。）

年金天引きの方（特別徴収）

保険料を年金天引きされている方の納付月は、年6回、年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、2月となります。（4月、6月、8月は仮徴収）

※国民健康保険料を滞納していない方については、「年金からの引き去り」を止めて、「口座振替」によるお支払いに変更することができます。7月31日までにお申し出いただいた場合には、10月以降に支給される年金から引き去り中止となります。

【持参していただくもの】 国民健康保険料納入通知書・口座振替に使用する通帳、通帳のお届け印

国民健康保険料の納付が困難な方は、保険年金課の窓口へご相談ください

★納期分を一括で納付が困難な方・・・分割納付などの相談を承ります

平成27年度の国民健康保険事業の収支状況概要をお知らせします

(単位：千円)

歳入	<総額 17,536,086>	歳出	<総額 17,907,488>
保険料(税)	2,900,134	総務費	333,164
国庫、県支出金	4,263,915	保険給付費	10,625,947
療養給付費交付金	702,646	後期高齢者支援金等	1,824,283
前期高齢者交付金	4,210,917	前期高齢者納付金等	1,219
共同事業交付金	3,787,214	介護納付金	672,593
一般会計繰入金	1,614,008	共同事業拠出金	3,766,790
基金繰入金	0	保健事業費	137,194
繰越金	0	繰上充入金	407,114
その他	57,252	その他	139,184

国民健康保険事業の会計は、加入者の納める保険料や国庫の補助金を収入として、主に医療費（保険給付費）の支払いを行っております。

歳入総額の内、約17%が保険料です。加入者数は減少していますが、保険料の見直しを行ったことにより前年比約1千万円の増加となりました。

歳出では、約59%が保険給付費で、前年と比べると約550万円の増加となっています。

平成27年度の国民健康保険財政は歳入が不足するため、約3億7千万円を平成28年度分の歳入から前倒しをして補っています。

平成27年度では、平成26年度に不足した約4億円を補っていましたので、単年度では約3千万円の黒字となります。

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

● 国民健康保険加入の方 更新は7月1日(金)からです。

現在交付している認定証は、平成28年7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、市役所保険年金課⑦番窓口または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします。また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申し込みを行ってください。

対象となる方

年齢	住民税課税区分	交付する認定証
70歳未満	課税世帯	限度額適用認定証
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳以上 75歳未満	課税世帯	※(認定証の交付対象ではありません)
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

※70歳以上の住民税が課税されている世帯の方は、保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。そのため、認定証の申請は必要ありません。

※認定証の申請には保険料の未納がないことが要件となります。

※認定証の他には「高額療養費委任払い制度」があります。ただし、医療機関の同意及び市の審査決定などが必要となりますので、必ず事前に保険年金課までご相談ください。

● 後期高齢者医療制度加入の方

現在、認定証を交付している方(お手元に平成28年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方)は自動更新になります。更新した認定証は7月下旬に郵送いたします。また、新たに認定証が必要な方は随時交付いたしますので市役所保険年金課⑦番窓口または淀江支所地域生活課で申し込みを行ってください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申し込みができるのは、住民税非課税世帯の方です。後期高齢者医療被保険者証と印鑑をお持ちください。

※世帯に所得未申告の方がいる場合は、自動更新とはなりません。

※住民税が課税されている世帯の方は、保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。そのため、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請は必要ありません。

※住民税課税世帯・住民税非課税世帯の判定は、平成28年8月から平成29年7月の期間は平成28年度の住民税課税状況で判定します

「高額療養費制度」と「限度額適用認定証」について

医療機関の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担です。

「限度額適用認定証」は入院・手術などで診療費が高額になる場合に、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けていただき医療機関の窓口へ提示いただくことで、1ヶ月(1日から月末まで)の診療費用の患者負担額が自己負担限度額までの支払いとなり一時的な多額の現金の支払いを軽減できます。

※ 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。

交通事故などに あったとき(第三者行為)



交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為による治療に米子市国民健康保険（国保）を使う場合は、米子市保険年金課への届出が必要です。

第三者の行為の場合、加害者が責任に応じて医療費を負担することが原則ですが、国保を使うことにより加害者が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとで国保が給付した医療費を加害者へ請求（求償行為）いたします。届出をしないまま加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと、国保が支払った医療費を加害者へ請求できなくなることがあります。その場合、国保が支払った医療費は被害者の方から返還していただくことになります。

交通事故などで治療を受ける場合は、米子市保険年金課にご相談・届出をお願いいたします。

後期高齢者医療制度の方も交通事故などの第三者行為が原因で治療を受ける場合は米子市保険年金課へ届出をしてください。

Q&A よくある質問

Q 米子市と転出先の市町村から納入通知書が届いたのはなぜ？

A 他市町村へ転出したときに米子市から送付される納入通知書は、転出までの国民健康保険料を清算した通知書となります。

例えば、6月19日に他市町村へ転出した場合は、4月から5月分までの国民健康保険料を米子市に納めていただきます。転出先から送付された納入通知書は、6月分以後の国民健康保険料（税）となりますので、それについても支払う必要があります。

Q 社会保険に加入しているのに、納入通知書が届くのはなぜ？

A ご家族の方に国民健康保険の加入者はいませんか。国民健康保険は世帯単位で納入通知書を送付します。そのため世帯主が社会保険に加入していたとしても、世帯のどなたかが国民健康保険に加入された場合には、世帯の代表者である世帯主に対して納入通知書が送付されます。

もちろんこの場合、世帯主は国民健康保険に加入していませんので、世帯主の所得、資産などは国民健康保険料の計算に含まれていません。（軽減の判定を除く）

届出により、国民健康保険加入者の方を国民健康保険上での世帯主とすることもできます。また、社会保険に加入し、国保資格の喪失を届け出ていない場合にも納付書が届きます。